（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「に掲げる額と」を「及び」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　給付額（療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額をいう。次項において同じ。）

(2)　次項に規定する特定給付額

ロ　(1)に掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)に掲げる額を控除した額

(1)　納付費用額（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）をいう。第三項において同じ。）

(2)　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から、当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額）

(3)　第三項に規定する特定納付費用額

第五条第一項第一号ハ中「第四項第二号ロ（附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第五項第三号ニ(1)及び第四号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第七十三条第一項第一号イに規定する特定給付額（第四項において「特定給付額」という。）は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る給付額とする。

第五条第三項中「次項」を「第五項」に、「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）」を「納付費用額」に改め、「（指定組合特定被保険者納付費用額を除く。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分　零

二　組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分　零

イ　被用者保険等保険者である組合以外の組合　給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）

ロ　被用者保険等保険者である組合　付録第一の式により算定した割合

三　前二号に掲げる部分以外の部分　千分の百三十

第五条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　指定組合特定被保険者に係る特定納付費用額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分　零

二　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分　千分の百三十

イ　被用者保険等保険者である組合以外の組合　給付費割合

ロ　被用者保険等保険者である組合　付録第一の式により算定した割合

三　次のイ及びロに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イ及びロに掲げる特定納付費用額の部分から八に掲げる特定納付費用額の部分を除く。）　ニに掲げる割合

イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から給付費割合を控除した割合

(2)　被用者保険等保険者である組合　一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から給付費割合を控除した割合

(2)　被用者保険等保険者である組合　一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

ニ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四